

八戸市農業委員会6月総会議事録

日時：令和元年6月14日（金）午後1時30分

場所：八戸市農業経営振興センター

出席委員

農業委員 18名中 18名

1 番 三浦 豊 出	2 番 籠田 悦子 出	3 番 木村 武美 出	4 番 馬場 豊 出
5 番 ー	6 番 内沢 豊 出	7 番 谷地 秀典 出	8 番 村上 正憲 出
9 番 西野 茂雄 出	10 番 明戸 政勝 出	11 番 山内 光興 出	12 番 加藤 浩幸 出
13 番 松橋 剛志 出	14 番 寺沢 和則 出	15 番 赤坂 英夫 出	16 番 阿達 福壽 出
17 番 狛守 文宏 出	18 番 長根 昭男 出	19 番 中村 正記 出	

農地利用最適化推進委員 22名中 20名

1 番 木村 弁一 出	2 番 坂下 彌一 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 田名部 浩 出
5 番 澤向 敏一 出	6 番 清川 新一 欠	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 田中 忠二 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 橋 由正 出	14 番 荒川 喜一郎 出	15 番 高橋 勝男 出	16 番 高橋 政典 出
17 番 金谷 由松 出	18 番 坂 文雄 出	19 番 松倉 賢六 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 森 庄次郎 出	22 番 森 光男 欠		

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、 事務局次長（農政GL）村上 司、 農地GL 川名 雅之、
主幹 大里 知矢、 技師 深堀 成美、 主事 寺地 圭次

上村事務局長

それでは、御案内の時間となりましたので、総会を開会いたします。

本日は、清川新一推進委員、森光男推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

上村事務局長

次に、本日の議案のうち、議案第 31 号、令和元年度第 3 号八戸市農用地利用集積計画の決定につきまして、農業委員が当事者となっている事案があり、議事参与の制限に該当いたしますので、馬場委員は、当該事案の説明の際、会長の案内により御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

上村事務局長

会議に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。

次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

2、3日前は 20 度を切り、今日はまた 25 度以上となって、明日の夜から恵みの雨になるのか、大降りの雨になるのか、激しい天候の中、農作業お疲れ様です。今後も農作業をがんばれるよう大きな声で唱和しましょう。

【憲章唱和】

上村事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

会長

本日は、大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございました。明日、明後日は傘のマークもついておりまして、皆様大変雨が恋しいのではないかと思います。

先月、27 日、28 日の全国農業委員会会長大会と地元選出の国会議員の先生方へ要請活動を行ってまいりましたので、お知らせいたします。

大島議長からは、外国人の就農状況について質問がありましたが、やはり、通年雇用のできる体力のある農家でないと、外国人を受け入れるのはなかなか難しいのではないかなと、お話ししてまいりました。

次に田名部先生は、中山間の多い三八での農地の集約状況等、丁度、トランプ大統領が来日していたので、ツイッターでの発信の中に、8月以降のアメリカとの貿易交渉の話が出ていたので、家族経営で守ってきた日本の農業が自動車等の輸出の犠牲になっており、前にありました戸別所得保障のような農家を守る制度作りをしていかなければならないということで、そういう活動をしていきたいということでした。

滝沢先生は、丁度、知事選もあり、頭の中は選挙モードでありまして、選挙の話で終わりました。まず、一生懸命取り組むということでした。

江渡先生は、秘書対応でしたので、要請書を渡してまいりました。

少し長くなりましたが、最近もう一つ気になることは、総会中での私語が目立ちますので、皆様注意していただきますように、よろしく願いいたします。

本日の議事につきましても、慎重な審議よろしく願いいたします。

会長

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により、議事を進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、15番 赤坂 英夫 委員、17番 狛守 文宏 委員両氏を指名いたします。

日程第2

次に、日程第2、議案第30号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

谷地委員

谷地から報告します。去る5月30日、阿達委員と午前中は現地、午後は市庁本館地下会議室において、資料1ページ番号19番から21番、資料2ページ番号22番を調査してまいりましたので報告します。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条19番～22番

番号19番から22番の4件ですが、渡人の違う隣接した申請地を、同一の受人が取得するという案件ですので、一括して報告します。

調査には、受人は本人が、渡人は19番は本人が、20番、21番、22番は代理人が出席しました。渡人4人は兄弟で、受人との関係は叔父、叔母とのことです。いずれも、態様別は売買で、申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画は、長いものです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は3kmで、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は3年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男3人、女1人で、うち農業専従者は女1人、兼業者は男1人でございます。農機具保有状況は、トラクター、軽トラックを各1台所有しています。

以上、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

会長

次に、日程第3、議案第31号、令和元年度第3号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしますが、本議案の中には、馬場委員が当事者となっている事案がございます。これは、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当しますので、その間、馬場委員は退室願います。

(馬場委員退室)

会長

それでは、まず、馬場委員が当事者となっている事案について、事務局から説明願います。

大里主幹

事務局の大里から、議案第31号、令和元年度第3号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借17件、使用貸借3件の計20件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手8名、貸し手20名で、利用権設定面積は156,949㎡でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に

利用集積3番	<p>記載のとおりでございます。</p> <p>それではまず、馬場委員が関係する事案を説明いたします。資料3ページ、番号3番、利用権の種類及び内容は、長いもを作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間50,000円でございます。公告年月日は、令和元年6月20日を予定しております。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>御質疑等なしと認めます。</p> <p>委員の皆様にお伺いします。本事案を承認することに御異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって本事案は承認することに決しました。</p> <p>馬場委員の入室をお願いいたします。</p> <p>(馬場委員入室)</p>
会長	<p>それでは、事務局から残りの事案について説明願います。</p>
大里主幹	<p>引き続き、事務局の大里から説明いたします。資料3ページをお開きください。</p> <p>借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。</p>
利用集積1番、2番	<p>番号1番、番号2番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用</p>

権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料は水利費でございます。

利用集積4番

番号4番、利用権の種類及び内容は、長いもを作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間20,000円でございます。

利用集積5番

番号5番、利用権の種類及び内容は、長いも・大根を作付けするために、1年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間600,000円でございます。

次ページをお開き願います。

利用集積6番、7番

番号6番、番号7番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、いちごを作付けするために、番号6番は10年間使用貸借、番号7番は10年間賃貸借するもので、賃借料は総額年間20,000円でございます。

利用集積8番、9番

番号8番、番号9番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、1年間賃貸借するもので、賃借料は10a当り年間5,000円でございます。

利用集積10番

番号10番、利用権の種類及び内容は、にんにくを作付けするために、2年6ヶ月間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間12,500円でございます。

次ページを御覧ください。

利用集積11番、
12番

番号11番、番号12番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。

利用集積13番～
20番

番号13番から次ページの番号20番までは、あおもり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。利用権の種類及び内容は、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては資料に記載のとおりでございます。

公告年月日は、令和元年6月20日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4

次に、日程第 4、議案第 32 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明願います。

大里主幹

事務局の大里から、議案第 32 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを御説明いたします。資料 7 ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借 8 件となっております。借り手の人数につきましては 2 名で、利用権設定面積は 45,841 m²でございます。左側の利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載しております。貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている「公益社団法人あおもり農林業支援センター」ですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定した者を掲載しております。その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。なお、今回の事案は、先程の議案の「農用地利用集積計画」番号 13 番から番号 20 番に関連する事案となります。

それでは、議案の説明をいたします。

配分計画1番～
3番 番号1番から番号3番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、10年間賃貸借するもので、賃借料は10a当り年間6,500円でございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

配分計画4番～
8番 続いて番号4番から次ページ番号8番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、10年間賃貸借するもので、賃借料は10a当り年間6,500円でございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

ついては、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

会長 ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見のない旨、八戸市長に回答します。

日程第5
会長 次に、日程第5、議案第33号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

阿達委員

阿達から報告します。去る5月30日、谷地委員と市庁本館地下会議室において、資料9ページ、12番から14番まで調査してまいりましたので報告します。

いずれの案件も、受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条12番

番号12番ですが、調査には、受人は代理人、渡人は本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は賃貸借です。転用目的は携帯電話無線基地局撤去工事の工事用地で、仮設ハウス1棟、仮設トイレ1棟、物置1棟を設置して利用します。実施計画は、令和元年6月20日から令和元年12月19日。6ヶ月間の一時転用で、工事終了後は農地に復元します。資金調達計画は自己資金。他法令との関連は、農用区域内ですが除外不要、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、メッシュシートと敷き鉄板を設置します。立地条件は、八戸自動車道八戸西スマートインターチェンジから南西側約80mに位置し、田に囲まれ、農道に接しております。農地区分は農用区域内農地ですが、許可相当と判断した理由は、一時転用は不許可の例外に当たるためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

5条13番

続いて番号13番ですが、調査には、受人は本人、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は親子です。態様別は20年間の使用貸借で、転用目的は太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和元年7月1日から令和元年8月31日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、申請地周囲に高さ150cmのネットフェンスを設置します。立地条件は、八戸久慈自動車道種差海岸階上岳インターチェンジから南東側約550mに位置し、山林・雑種地・宅地に囲まれ、国道に接続しています。農地区分は第2種農地。許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地の土壌は粘土質のため硬く、農作物の根の成長が妨げられるため、周囲の農地と比較して生産性が低い農地であるためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

ります。

5条 14番

続いて番号 14 番ですが、調査には、受人、渡人とも本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は売買で、転用目的は、住宅 1 棟建築です。実施計画は、令和元年 11 月 5 日から令和 2 年 3 月 19 日。資金調達計画は借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可が必要ですが事前相談済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、浄化槽と浸透枡を設置します。立地条件は、八戸聖ウルスラ学院高等学校から南東側約 520m に位置し、雑種地・住宅に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 2 種農地で、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕しており、地力が低下し、周囲の農地と比較して生産性が低い農地であるためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

いずれの案件も、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

谷地委員

谷地から報告します。去る 5 月 30 日、阿達委員と市庁本館地下会議室において、資料 10 ページ、15 番を調査してまいりましたので報告します。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条 15番

番号 15 番ですが、調査には、両者とも代理人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は賃貸借です。転用目的は変電設備建設工事に伴う工事用車両通行です。実施計画は、令和元年 6 月 20 日から令和 2 年 3 月 31 日。9 ヶ月間の一時転用で、工事終了後は農地に復元します。資金調達計画は自己資金。他法令との関連は、農用地区域内ですが除外不要、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、敷き鉄板を設置します。立地条件は、八戸市立白山台小学校から南東側約 500m に位置し、田・山林・雑種地に囲まれ、市道に接しております。農地区分は農用地区域内農地ですが、許可相当と判断した理由は、一時転用は不許可の例外に当たるためです。権利調

整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6

会長

次に、日程第6、報告第26号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

寺地主事

事務局寺地から、御報告いたします。この案件は、相続等届出の5月分です。総会資料の11ページをお開き願います。

権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。今回の届出は、資料11ページ番号38番から資料12ページ番号42番までの計5件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。なお、農業委員会によるあつせんの希望は番号41番の1件です。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。
以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第7、
日程第8
会長

次に、日程第7、報告第27号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地
転用届出について、及び日程第8、報告第28号、農地法第5条第1項第6号の
規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりま
すので、事務局から報告願います。

寺地主事

事務局寺地から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届
出の5月分でございます。

まず4条から御報告申し上げます。資料の13ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでござ
います。

4条13番

番号13番、転用目的は通路でございます。

4条14番

番号14番、転用目的は貸駐車場でございます。

4条15番

番号15番、転用目的は通路でございます。

続いて、5条につきまして御報告申し上げます。15ページをお開き願います。
譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積
は資料に記載のとおりでございます。

5条70番

番号70番、転用目的は建売住宅3棟建築でございます。

5条71番

番号71番、転用目的は太陽光発電設備設置でございます。

5条72番

番号72番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条 73番 番号 73番、転用目的は通路でございます。

5条 74番 番号 74番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条 75番 番号 75番、転用目的は通路でございます。

次ページをお開き願います。

5条 76番 番号 76番、転用目的は駐車場でございます。

5条 77番 番号 77番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条 78番 番号 78番、転用目的は倉庫1棟建築と駐車場でございます。

次ページをお開き願います。

5条 79番、80番 番号 79番、番号 80番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条 81番 番号 81番、転用目的は宅地分譲でございます。

次ページをお開き願います。

5条 82番～84番 番号 82番、番号 83番、番号 84番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条 85番、86番 番号 85番、番号 86番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑なしと認めます。

日程第9 次に、日程第9、報告第29号、農地法第18条第6項の規定による通知につ

会長 いてを議題といたします。

事務局から報告願います。

寺地主事	事務局寺地から、御報告いたします。資料の 21 ページをお開き願います。 届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
18 条 7 番	番号 7 番につきましては、農業経営基盤強化促進法の合意解約で、補償等は無しとなっております。 通知年月日は、令和元年 6 月 18 日を予定しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 10	次に、日程第 10、報告第 30 号、農地改良届出についてを議題といたします。
会長	事務局から報告願います。
寺地主事	事務局寺地から、御報告いたします。資料の 23 ページをお開き願います。 届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
改良届出 5 番	番号 5 番、着工年月日は令和元年 6 月 1 日で、使用する土の採取場所は大字堤町地内とのことです。届出年月日、受理年月日は令和元年 5 月 24 日でございます。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)

会長 御質疑なしと認めます。

日程第 11
会長 次に、日程第 11、報告第 31 号、農地転用の制限の例外該当届出についてを議題といたします。
事務局から報告願います。

寺地主事 事務局寺地から御報告いたします。資料の 25 ページを御覧ください。
この案件は、農地転用の制限の例外該当届出の 5 月分でございます。
まず農地転用の制限の例外該当届でございますが、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条に規定されているものでございます。具体的には農地の保全のための用排水路や、農業用倉庫等の農業上の施設用地として、200 ㎡未満を転用する場合、届出をすれば転用許可が不要となるものでございます。
申請人の住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

例外該当届出 2 番 番号 2 番、転用目的は、農業用倉庫 1 棟建築でございます。
申請内容、書類ともに適正であり、届出を受理しております。
以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑なしと認めます。
以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

(閉会 午後 2 時 10 分)